

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成二年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（医療機関等の指定の申請） 第七条 省令第十条第二項及び第四項に規定する申請書は、別記様式第八号によるものとし、同条第二項第六号及び第四項第二号に規定する誓約書は、別記様式第八号の二によるものとする。</p> <p>2 省令第十条の六第二項に規定する申請書は、別記様式第九号によるものとする。</p> <p>3 省令第十条の八第一項に規定する申請書は、別記様式第十号によるものとし、同項第二号に規定する誓約書は、別記様式第十号の二によるものとする。</p> <p>（指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出） 第七条の二 省令第十条の七に規定する申出書は、別記様式第十一号によるものとする。</p> <p>第八条（指定医療機関等の変更等の届出） 第八号（略） 一 省令第十四条第二項第一号に規定する届出事項の変更の届出の場合 別記様式第十二号 二 省令第十四条第二項第二号に規定する事業の廃止、休止又は再開の届出の場合 別記様式第十三号 2 省令第十四条第三項に規定する届書は、別記様式第十四号によるものとする。</p> <p>（指定医療機関等の指定の辞退） 第九条 省令第十五条に規定する届書は、別記様式第十五号によるものとする。</p> <p>（經由） 第十条 第七条の申請書、第七条の二の申出書及び前二条の届書は、その申請、申出又は届出に係る医療機関若しくは介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては、事業を行う事業所の所在地をいう。）を管轄する保護の実施機関を経由して知事に提出しなければならない。</p>	<p>（医療機関等の指定の申請） 第七条 省令第十条第一項に規定する申請書は、別記様式第八号によるものとする。</p> <p>2 省令第十条の二第二項に規定する申請書は、別記様式第九号によるものとする。</p> <p>（指定医療機関等の変更等の届出） 第八号（略） 一 省令第十四条第一項に掲げる事項の変更の届出をする場合 別記様式第十号 二 事業の廃止、休止、又は再開の届出をする場合 別記様式第十一号 2 省令第十四条第三項に規定する届書は、別記様式第十二号によるものとする。</p> <p>（指定医療機関等の指定の辞退） 第九条 省令第十五条に規定する届書は、別記様式第十三号によるものとする。</p> <p>（經由） 第十条 第七条第一項及び第二項の申請書、前二条の届書は、その申請又は届出に係る医療機関若しくは介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては、事業を行う事業所の所在地をいう。）を管轄する保護の実施機関を経由して知事に提出しなければならない。</p>

2 ない。
(略)

2
(略)

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式及び別記様式第五号から別記様式第七号までの様式中「五」を「四」に改め、「四」を「三」に改め、「三」を削る。

別記様式第八号を次のように改める。

様式第8号（第7条関係）

(表)

生活保護法指定医療機関 指定 ・ 指定更新 申請書

名 称	(フリガナ)		医療機関コード								
所 在 地	〒 - TEL () -										
開設者の氏名、生年月日、住所 (法人の場合は、「氏名(名称等)」欄に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」欄に主たる事務所の所在地を記載)	氏名(名称等)	(フリガナ)									
	生年月日	年 月 日									
	住所(所在地)	〒 -									
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)		生年月日	年 月 日						
	住所	〒 -									
診 療 科 名											
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで						
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無										
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日(更新の場合のみ記載)										

上記のとおり指定を申請します。

年 月 日

(申請先)

広島県知事様
(福祉事務所経由)

申請者(開設者) 〒 -
住 所

TEL () -

氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 標題の「指定・指定更新」の部分は、指定、指定更新のいずれかを○で囲んでください。
- 2 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※ 開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※ 薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 6 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※ 訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 7 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 8 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものです。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 9 申請者（開設者）の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

別記様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第8号の2（第7条関係）

（表）

<p>生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書</p> <p>年 月 日</p> <p>広島県知事様</p> <p>下欄に掲げる生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。</p> <p>住 所 氏名又は名称</p>
<p>（誓約項目）</p> <p>生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係</p> <p>1 第2項第2号関係</p> <p>開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。</p> <p>2 第2項第3号関係</p> <p>開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。</p> <p>※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定</p> <ol style="list-style-type: none">1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）3 栄養士法（昭和22年法律第245号）4 医師法（昭和23年法律第201号）5 歯科医師法（昭和23年法律第202号）6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）7 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）8 医療法（昭和23年法律第205号）9 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）11 社会福祉法（昭和26年法律第45号）12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）13 薬剤師法（昭和35年法律第146号）14 老人福祉法（昭和38年法律第133号）15 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）16 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）18 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）19 介護保険法（平成9年法律第123号）20 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）21 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）28 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）30 公認心理師法（平成27年法律第68号）31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

3 第2項第4号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）。

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(別紙1 介護給付)											
(略)											
施	(略)										
	設	介護老人保健施設	(略)						-	-	
			作業療法士	(略)							
			言語聴覚士	—	—	—	—	—			
(略)											
介護支援専門員			(略)								
設	介護療養型医療施設										
	介護支援専門員			(略)							
介	護	介護医療院	医師	—	—	—	—	—	—	—	
			薬剤師	—	—	—	—	—	—	—	
			看護職員	—	—	—	—	—	—	—	
			介護職員	—	—	—	—	—	—	—	
			理学療法士	—	—	—	—	—	—	—	
			作業療法士	—	—	—	—	—	—	—	
			言語聴覚士	—	—	—	—	—	—	—	
			栄養士	—	—	—	—	—	—	—	
			介護支援専門員	—	—	—	—	—	—	—	
(別紙2 介護予防給付・地域密着型・地域密着型介護予防)											
(略)											

(別紙1 介護給付)											
(略)											
施	(略)										
	設	介護老人保健施設	(略)								
			作業療法士	(略)							
			(略)								
介護支援専門員等			(略)								
設	介護療養型医療施設										
	介護支援専門員等			(略)							
介	護										
(別紙2 介護予防給付・地域密着型・地域密着型介護予防)											
(略)											

様式第12号 (第8条関係)

(表)	
	医療機関 名称
指定	介護機関 所在地 変更届書
	助産機関
	施術機関 その他
(略)	
(略)	
変 更 年 月 日	_____年 ____月 ____日
(略)	
_____年 ____月 ____日	
広島県知事 様	
(福祉事務所経由)	
	住 所
	届出者
	氏 名
備考 (略)	

(裏)	
注意事項	
1 この書類は、 <u>所在地又は住所を管轄する保護の実施機関(福祉事務所)を経由して提出してください。</u>	
2 (略)	
記載要領	
1—10 (略)	
11 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。	

様式第10号 (第8条関係)

(表)	
	医療機関 名称
指定	介護機関 所在地 変更届書
	助産師
	施術者 その他
(略)	
(略)	
変 更 年 月 日	平成 _____年 ____月 ____日
(略)	
平成 _____年 ____月 ____日	
広島県知事 様	
	住 所
	届出者
	氏 名
備考 (略)	

(裏)	
注意事項	
1 この書類は、 <u>所在地又は住所を管轄する保護の実施機関を経由して提出してください。</u>	
2 (略)	
記載要領	
1—10 (略)	
11 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、 <u>代表者印を押印</u> してください。	

様式第13号 (第8条関係)

(表)	
指定	医療機関 廃止 介護機関 休止 届書 助産機関 施術機関 再開
(略)	
(略)	
廃止・休止・再開年月日	_____年 月 日
(略)	
_____年 月 日	
広島県知事 様	
<u>(福祉事務所経由)</u>	
住所	届出者
氏名	氏名
備考 (略)	

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所を管轄する保護の実施機関(福祉事務所)を経由して提出してください。
- 2 (略)

記載要領

1—10 (略)

11 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

様式第11号 (第8条関係)

(表)	
指定	医療機関 廃止 介護機関 休止 届書 助産師 施術者 再開
(略)	
(略)	
廃止・休止・再開年月日	平成_____年 月 日
(略)	
平成_____年 月 日	
広島県知事 様	
住所	届出者
氏名	氏名 ㊟
備考 (略)	

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、所在地又は住所を管轄する保護の実施機関を経由して提出してください。
- 2 (略)

記載要領

1—10 (略)

11 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

様式第14号 (第8条関係)

	(表)	
指定	医療機関 介護機関 <u>助産機関</u> <u>施術機関</u>	処分届書
(略)		
(略)		
処分の種類及び その年月日	_____年 ____月 ____日	
_____年 ____月 ____日		
広島県知事 様 <u>(福祉事務所経由)</u>		
		住所
		届出者
		氏名
備考 (略)		

(裏)
注意事項
1 この書類は、 <u>所在地又は住所を管轄する保護の実施機関（福祉事務所）を経由して</u> 提出してください。
2 (略)
記載要領
1—11 (略)
12 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

様式第12号 (第8条関係)

	(表)	
指定	医療機関 介護機関 <u>助産師</u> <u>施術者</u>	処分届書
(略)		
(略)		
処分の種類及び その年月日	平成 _____年 ____月 ____日	
平成 _____年 ____月 ____日		
広島県知事 様		
		住所
		届出者
		氏名
備考 (略)		

(裏)
注意事項
1 この書類は、 <u>所在地又は住所を管轄する保護の実施機関を経由して</u> 提出してください。
2 (略)
記載要領
1—11 (略)
12 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、 <u>代表者印を押印</u> してください。

様式第15号 (第9条関係)

(表)	
指定	医療機関 介護機関 助産機関 施術機関
指定辞退届書	
(略)	
(略)	
辞 退 年 月 日	_____年 月 日
(略)	
_____年 月 日	
広島県知事 様	
<u>(福祉事務所経由)</u>	
住所	届出者
氏 名	氏 名
備考 (略)	

(裏)	
注意事項	
1 この書類は、 <u>所在地又は住所を管轄する保護の実施機関(福祉事務所)を経由し</u> て提出してください。	
2 (略)	
記載要領	
1—11 (略)	
12 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。	

様式第13号 (第9条関係)

(表)	
指定	医療機関 介護機関 助産師 施術者
指定辞退届書	
(略)	
(略)	
辞 退 年 月 日	平成 _____年 月 日
(略)	
平成 _____年 月 日	
広島県知事 様	
住所	届出者
氏 名	氏 名
備考 (略)	

(裏)	
注意事項	
1 この書類は、 <u>所在地又は住所を管轄する保護の実施機関を経由して提出して</u> ください。	
2 (略)	
記載要領	
1—11 (略)	
12 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、 <u>代表者印を押印</u> してください。	

別記様式第九号の次に次の三様式を加える。

様式第10号（第7条関係）

（表）

生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書

氏 名	(フリガナ)	
生 年 月 日	年 月 日	
住 所	〒 - Tel () -	
{ 開設している } { 勤務している }	名 称	(フリガナ)
助産所又は施術所の 名称及び所在地	所 在 地	〒 - Tel () -
業 務 の 種 類	助産 ・ あん摩マッサージ指圧 ・ はり・きゅう ・ 柔道整復	
加 入 団 体 名 (加入団体に○をしてください。その他の場合は、加入団体名を記載してください。)	・ 広島県鍼灸師会 ・ 広島県鍼灸マッサージ師会 ・ 広島県柔道整復師会 ・ その他 () ・ なし	

上記のとおり申請します。

年 月 日

広島県知事様
(福祉事務所経由)

〒 -
住 所

申請者 Tel () -

氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

(裏)

注意事項

- 1 この書類は、指定を受けようとする助産師又は施術者の**住所地**(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の**所在地**) **を管轄する福祉事務所を経由して**提出してください。
- 2 申請する場合は欠格事由に該当しない旨の誓約書及び指定を受けようとするすべての業務の種類免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 「{開設している 勤務している} 助産所又は施術所の名称」及び「{開設している 勤務している} 助産所又は施術所の所在地」は、当該助産所又は施術所の名称及び所在地を記載してください。
- 5 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。

様式第 10 号の 2 (第 7 条関係)

(表)

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号 (第 1 号, 第 4 号ただし書, 第 7 号及び第 9 号を除く。) に該当しない旨の誓約書

年 月 日

広島県知事様

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号 (第 1 号, 第 4 号ただし書, 第 7 号及び第 9 号を除く。) の規定に該当しないことを誓約します。

住所 (所在地)

氏 名

(誓約項目)

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号 (第 1 号, 第 4 号ただし書, 第 7 号及び第 9 号を除く。) の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者 (以下「申請者」という。) が, 禁錮以上の刑に処せられ, その執行を終わり, 又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が, 生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定 (※) により罰金の刑に処せられ, その執行を終わり, 又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゆう師等に関する法律 (昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法 (昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法 (昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法 (平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法 (平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号)
- 24 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律

備考 用紙の大きさは, 日本産業規格 A 列 4 とすること。

第 77 号)

- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）
- 32 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

3 第 2 項第 4 号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること。

4 第 2 項第 5 号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 _____

住所 _____

・管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

年 月 日

(申出先) 広島県知事様
(福祉事務所経由)

住所

申出者（開設者）

氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則による様式でしている申請は、この規則による改正後の生活保護法施行細則の様式による申請とみなす。